平成２７年（フ）第４３１号
福岡市南区塩原３丁目22番２号
債務者　徳永　貴子
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今泉　　忠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３号
群馬県高崎市中居町３丁目15番地７本田住宅、住民票上の住所群馬県高崎市倉賀野町1574番地５
債務者　八木真由美
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市村　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１５号
山梨県山梨市三富川浦334番地１
債務者　長田　堅二
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清田　路子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月26日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９８号
神戸市東灘区御影本町６丁目２番７号　ＧＳハイム御影401号
債務者　松谷　哲学
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽田　由可
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０号
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富571番地３、旧住所鳥取県鳥取市湖山町北４丁目601番地１
債務者　川口　孝昌（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小坂　　壽
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月８日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９号
愛媛県新居浜市本郷１丁目13番50号
債務者　久保　知之
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮内　哲彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第６９号
高知市瀬戸南町１丁目２番14―３号　瀬戸南荘南
債務者　関田　典子
1　決定年月日時　平成27年４月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　尚吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４６１号
札幌市東区本町２条１丁目７番６号　開華ハウスＤ102号
債務者　渡邊　秀之
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　　望
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９１号
三重県いなべ市大安町石榑南351番地
債務者　諸岡　健斗
1　決定年月日時　平成27年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田すみ江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第４２５号
札幌市中央区南14条西19丁目２番30―301号
債務者　西沢　法治
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野むつみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３７号
山形県上山市石崎１丁目７番８－９号
債務者　鈴木　光洋
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯田　典明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
山形地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第７５９号
大阪市住之江区新北島１丁目６番11号　セブン西川マンション506号
債務者　古澤　久美（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９５１号
大阪市住吉区墨江３丁目20番２号
債務者　今西かおる
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９５２号
大阪市生野区巽西３丁目８番15号　フクヤママンション401
債務者　幡川　里香
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１００８号
大阪府東大阪市吉田本町３丁目６番20号　セワール吉田504号
債務者　岡本　君代
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０８６号
大阪市東淀川区西淡路２丁目10番６号
債務者　藪内　誠二
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１６５号
大阪府吹田市江坂町１丁目20番28―1402号
債務者　藤原美佐子（旧姓尾形）
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部